

平成27年度 行政評価シート

1 取組の概要

取組名	留守家庭児童会の運営負担金の見直し		
取組の概要	留守家庭児童会のサービス拡充及び受益と負担の観点から、運営負担金の見直しを行う。		
取組の実施予定時期	平成28年度	所管部局	子育て支援部こども育成課

2 対象事業の概要

事業名	留守家庭児童会運営事業		
事業目的	保護者が就労等によって昼間家庭にいない児童の健全な育成を図るとともに、保護者が安心して働ける環境づくりを推進し、子育てと仕事の両立支援を行うこと。		
事業の実施根拠	児童福祉法第6条の3第2項、旭川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例、旭川市留守家庭児童会運営負担金徴収条例		
事業の開始時期	昭和41年度		
利用対象者	保護者が就労等によって昼間家庭にいない小学生		
事業内容	①対象者の健康管理・安全確保・情緒の安定に努める。②遊びの活動への意欲と態度を形成させる。③遊びを通して自主性・社会性・創造性を培う。④対象者の遊びの活動状況の把握と家庭への連絡⑤その他、対象者の健全育成上必要な活動		
運営方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直営	(平成27年度の職員体制) 正職員3人, 臨時職員2人, 嘱託職員270人	
	<input type="checkbox"/> 指定管理又は委託	(委託等の内容) (平成27年度の職員体制) 正職員 人, 臨時職員 人	
料金制度	<input type="checkbox"/> 使用料 <input type="checkbox"/> 手数料 <input checked="" type="checkbox"/> 負担金 <input type="checkbox"/> その他()		
減免制度	旭川市留守家庭児童会運営負担金徴収条例第3条、旭川市留守家庭児童会運営負担金徴収条例施行規則第3条に規定(旭川市教育委員会が認定した就学援助基準による要保護児童は免除、準要保護児童は2分の1減額。同一世帯で2人以上の児童が入会するとき、第2子目以降の児童について2分の1減額)		
類似施設 (民間の施設を含む)	①民間の児童クラブ ②一部の認可外保育所		
類似施設との違い	①利用対象者, 設置目的, 設置基準, 学校の関与の有無等 ②設置基準, 学校の関与の有無等		

※施設が複数個所に及ぶ場合は別に資料を作成して下さい。

3 対象事業の運営状況

(1) 収支状況

(単位:千円)

経費の内容		留守家庭児童会の運営経費					
年度		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	備考	
内訳		(決算)	(決算)	(決算見込)	(予算)		
収入	運営負担金	52,290	57,106	61,756	74,888		
	国庫支出金	55,961	66,436	81,493	98,534		
	道支出金	-	-	-	98,534		
	諸収入	28	25	0	150		
	合計(A)	108,279	123,567	143,249	272,106		
支出	事業費	227,436	261,346	304,330	377,271		
	留守家庭児童会運営費	221,049	228,839	264,796	333,094		
	留守家庭児童会開設費	6,387	31,269	35,186	39,992		
	留守家庭児童会複数校受入事業費	-	-	3,883	3,148		
	留守家庭児童会施設補修費	-	1,238	465	1,037		
	人件費	22,032	21,996	15,392	22,885		
	正職員	人工	3	3	2	3	
		金額	22,032	21,996	14,444	21,582	
	正職員以外	人工	0	0	1	1	
		金額	0	0	948	1,303	
合計(B)	249,468	283,342	319,722	400,156			
差引(合計(A)-合計(B))		-141,189	-159,775	-176,473	-128,050		

※人件費(正職員分)は、平成24年度7,344千円、平成25年度7,332千円、平成26年度7,222千円、平成27年度は7,194千円で計算すること。

(2) 利用状況等

年度		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	備考
年度末現在の状況		(実績)	(実績)	(実績)	(見込み)	
留守家庭児童会数		52	56	60	66	
延べ利用児童数(人)		2,183	2,305	2,491	2,800	
配置支援員数(人)		226	223	237	270	4月1日の人数

(3)見直し,改善等の経過

年度	内容
平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに1か所の留守家庭児童会を開設した。 ・特別支援児童(H24.5.1時点 受入38か所, 80人)に対して, 代替支援員の加配を実施した。
平成25年度	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに5か所の留守家庭児童会を開設(準備含む)し, 1か所を移転拡充した。 ・常勤支援員に対し, 特別支援児童への対応を専門としている講師による研修会を実施した。 ・特別支援児童(H25.5.1時点 受入40か所, 113人)に対して, 代替指導員の加配を実施した。
平成26年度	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに5か所の留守家庭児童会を開設(準備含む)した。 ・常勤支援員に夏期休暇を付与することとなり, 代替支援員の加配を実施した。 ・特別支援児童(H26.5.1時点 受入47か所, 142人)に対して, 代替支援員の加配を実施した。
平成27年度	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度に制定した旭川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の基準を満たすため, 既存の児童会の分割, 常勤支援員の増加を図る予定(5年間の経過措置あり。)。また, 常勤支援員に北海道による研修を受講させるため, 代替支援員を加配する必要が生じる。 ・特別支援児童(H27.5.1時点 受入39か所, 145人)に対して, 代替支援員の加配を実施する。 ・事業費が年々増大しているため, 受益と負担の観点から運営負担金の見直しを行う予定。

4 取組に係る他市の状況

市名	状況
札幌市	留守家庭児童会は「公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会」が運営しており。現在の利用料は, 8:45~18:00の時間帯のみの利用者は無料, 8:00~8:45または18:00~19:00(有料時間帯)の利用者は月額2,000円, 夏休みや冬休み等の長期休業期間のみ有料時間帯を利用する場合は一期間2,000円。
函館市	直営の留守家庭児童会がなく, 現在の利用料は10,000円~15,000円程度で各運営主体によってまちまち。
川越市	平成23年度に条例改正し, 平成24年度から段階的に引き上げている。平成23年度まで3,000円だった負担金を, 平成24年度5,000円, 平成25年度6,000円, 平成26年度7,000円, 平成27年度以降8,000円に引き上げた。

※取組に係る他市の状況について, 札幌, 函館及び他の中核市1市の状況を記入して下さい。

5 評価等の結果

1次評価 (所管部局)	A	中核市等における実施状況等を踏まえながら, 利用者負担増も含めて, 見直しを進めていく。
行政評価懇談会 での主な意見	(対象事業等について) (見直しの取組について)	
2次評価 (行政評価 検討会議)		

評価区分 A(予定どおり推進), B(見直し), C(取組中止)